

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加給付 井原市「定額減税補足給付金（不足額給付）」のご案内

「不足額給付」とは？

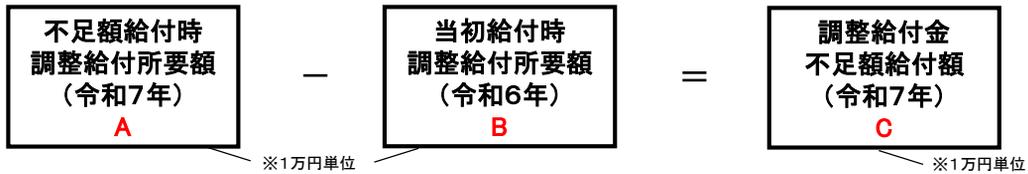
「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

イメージ



【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）昨年、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

給付金の支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

(1) 令和6年度、7年度ともに井原市が課税自治体である場合

- 対象者には、井原市役所税務課から、給付内容や確認事項が書かれた「支給のお知らせ」又は「支給確認書」が届きます。
- 給付内容や口座情報が書かれた「支給のお知らせ」が届いた方は、申請等の手続きは不要です。（振込口座の変更や給付金の受け取りを辞退する場合はご連絡ください。）
- 給付にかかる内容の確認事項が書かれた「支給確認書」が届いた方は、内容（給付要件、振込先等）を確認して、井原市役所税務課に**返信してください。**

(2) 令和6年度課税自治体が井原市以外で令和6年中に井原市へ転入された場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。＊申請書は井原市役所備え付け又はHPからダウンロードできます。（井原市で給付対象者であることが確認できている方には「支給確認書」が届きます。）
- 給付対象となる方は、申請書に必要な資料を添えて、井原市役所税務課へご提出ください。

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす方

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
 - ・ 税制度上「扶養親族等」から外れる、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方又は、合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
 - ・ 低所得世帯向け給付（R5非課税世帯給付等、R6非課税世帯化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。＊申請書は井原市役所備え付け又はHPからダウンロードできます。（井原市で給付対象者であることが確認できている方には「支給確認書」が届きます。）
 - 要件を満たす方は、申請書に必要な資料を添えて、井原市役所税務課へご提出ください。

その他

! 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「不足額給付金」）の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

※内閣官房ホームページをご覧ください。

不足額給付

検索



給付金・定額減税一体措置

検索

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

お問い合わせ先

井原市役所

臨時特別給付金コールセンター

0866-62-9540

受付時間 平日8:30~17:15

(土日祝を除く)



井原市HP